

## 警察本部における行政文書の廃棄に関する意見聴取について

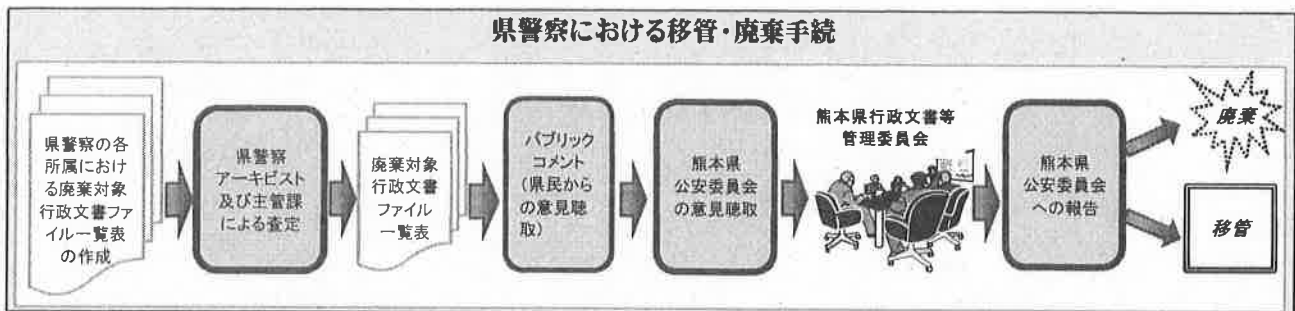
### 1 警察本部における移管・廃棄手続について

警察本部長が保有する行政文書の移管・廃棄手続は、県警察アーキビスト等による査定を経て、県民からの意見聴取及び有識者である熊本県公安委員会への意見聴取を実施後、熊本県行政文書等管理委員会の意見を聴くこととなっている。

このような手続を行う理由としては、下記のとおりである。

- 警察の行政文書には、情報公開条例及び個人情報保護条例における不開示情報が含まれているものがあり、移管・廃棄に係る手続を機にこれらの情報が流出した場合、県民の安全と安心を脅かすなどの治安への悪影響が懸念される。
- 意見聴取を実施する有識者については、県民の安全・安心を確保する上で守秘義務の適用が不可欠である。
- 暴力団、特殊詐欺、ストーカー、DV等の警察が取り扱う業務に関して作成した行政文書の移管・廃棄に係る査定においては、各々の専門的な知識を有する者のアドバイスが必要である。

※公安委員会については別紙1のとおり



### 2 今回意見を求める廃棄対象行政文書ファイルについて

#### (1) 廃棄対象行政文書ファイル

平成21年12月31日から平成26年5月31日までに保存期間が満了した行政文書ファイルのうち、保存期間満了時の措置が「廃棄」となっているファイルの一部とする。今回は、「廃棄手続対象ファイル具体例一覧」を全所属に示し、該当するファイルのみに限定した。

※ 廃棄手続対象ファイル具体例一覧については、別紙2のとおり

#### (2) 廃棄対象行政文書ファイルの件数

64, 670冊

※ 廃棄対象行政文書ファイル所属別一覧については、別紙3のとおり

### 3 これまで行った手続

#### (1) アーキビスト(県警察職員)等による査定

国立公文書館が開催した「アーカイブズ研修」を受講した職員を含む県警察の文書管理係において、廃棄対象行政文書ファイルの査定を実施した後、警察本部主管課において各々が所管する対象ファイルの査定を実施した。

##### ア 査定期間

平成27年6月15日(月)から平成27年12月7日(月)まで

##### イ 査定の内容

###### (ア) 書面審査

各所属が報告した全ての対象ファイルについて、今回の「廃棄手続対象ファイル具体例一覧」への適否の審査、また、保存期間及び満了日の点検を書面審査で実施した。

###### (イ) 現物確認

県下23警察署を含む県警の全所属(57所属)に保存してある対象ファイルの一部について現物確認を実施した。

(現物確認ファイル数 16,047冊)

##### ウ 査定の結果

今回の廃棄手続対象外と判断したファイル数 3,021冊

#### (2) 県民からの意見聴取(県政パブリック・コメント手続)

##### ア 意見聴取期間

平成27年12月14日(月)から平成28年1月12日(火)まで

##### イ 意見聴取の方法

廃棄対象行政文書ファイルを、県及び県警のホームページに掲載するとともに、県庁情報プラザ、警察本部閲覧コーナー及び各警察署に備え置き、また、予算面の観点等から概要のみを各地域振興局等に備え置き閲覧に供した。

##### ウ 県民から提出された意見 0件

#### (3) 有識者(公安委員会)への意見聴取

##### ア 意見聴取実施日

平成28年1月28日(木)

##### イ 意見聴取の方法

県警察アーキビスト等の査定結果及び廃棄対象行政文書ファイル一覧を示して、意見聴取を実施した。

##### ウ 提出された意見

「今回の廃棄対象行政文書ファイルについては、廃棄相当と判断する。」

#### 4 廃棄対象行政文書ファイル一覧

アーキビスト等の査定において、今回の廃棄手続対象外と判断したファイルについては除外して一覧を作成した。

※別添資料4-2、資料4-3、資料4-4 のとおり

(資料は、警察本部警務課、刑事企画課及び熊本北警察署の3所属を添付)